山梨県立北病院 院内清掃業務委託契約書

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、甲の院内清掃業務に関し、次のとおり契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 甲と乙は、甲の建物の安全かつ衛生的で快適な使用に資するため、次の条項により契約 を締結し、乙は、信義を重んじ、これを誠実に履行するものとする。

(委託の範囲及び内容)

- 第2条 乙に委託する業務(以下「委託業務」という。)は、次のとおりとする。
 - (1) 日常清掃業務
 - (2) 定期清掃業務
 - (3) 塵芥・残飯の収集業務
 - (4) 換気口ガラリの清掃業務
 - (5) 病棟内浴室清掃業務

(委託の期間)

第3条 委託の期間は、令和6年11月1日から令和7年3月31日までとする。

(委託料及び委託料の支払)

- 第4条 委託料は、金 円 (取引に係る消費税及び地方消費税の額は含まない。)とする。
- 2 乙は、毎月の委託業務が完了したときは、前項の5分の1に相当する金額を甲に対して請求 できるものとし、請求額に端数が生じたときは、最後の請求の際に調整するものとする。
- 3 甲は、前項の請求が適正なものと認めたときは、請求のあった日から30日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。
- 4 契約業務内容を変更する必要が生じたときは、甲と乙が協議の上、契約金額を改訂することができるものとする。

(義務及び服務)

- 第5条 乙及び乙の作業員は、本契約に基づき誠意をもって委託業務を行うものとし、甲の業務 に支障をきたさないよう細心の注意を払い、甲の患者、来院者等に不快感を与えないよう心が けるものとする。
- 2 乙は、作業員の住所、氏名等を記載した名簿を契約締結後14日以内に甲に提出するもとする。
- 3 乙は、作業員の内から作業責任者を選任し、甲に届け出るものとする。

- 4 甲は、乙の作業責任者又は作業員が不適当であると判断したときは、その理由を明示した文書により、乙にその交替を求めることができるものとする。
- 5 乙は、別に定める業務日誌に毎日の作業内容を記載し、甲に提出するものとする。
- 6 乙の作業員は、作業を実施するとき、乙の支給する衣服を着用し、乙の作業員であることを 明確にしなければならない。
- 7 乙の作業責任者は、必要に応じて甲の係員と打合せを行い、作業事項の把握を行うものとする。

(消耗品等の負担)

- 第6条 作業に使用する機械、器具、消耗資材等は、すべて乙の負担とする。ただし、日誌の用紙は、甲の負担とする。
- 2 乙は、作業に当たり、甲の備品を使用する必要が生じたときは、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

(作業員控え室等の提供)

第7条 甲は、委託業務の履行に際し、乙が必要とする作業員控え室、電話、用水、光熱等を乙に提供するものとする。ただし、費用の負担については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(損害賠償の責任)

第8条 乙は、委託業務の履行中、乙の作業員の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(労働上の責任)

第9条 乙は、作業員に対する法令上の責任をすべて負い、責任をもって管理し、甲に迷惑を及 ぼさないものとする。

(遅延利息)

- 第10条 甲は、自己の責に帰すべき事由により前条の委託料の支払を遅滞したときは、乙に 対して遅延利息を支払うものとする。
- 2 前項の遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に定めるところにより、契約日時点における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 3 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は遅延日数に応じ、委託料(遅延による支障が少ないと認められるものにあっては、未履行部分に相当する額)に対して、民法(明治29年法律第89号)第404条の法定利率を乗じて得た額を履行遅延違約金として甲に支払わなければならない。ただし、履行遅延違約金の全額が百円未満であるときは、この限りでない。

(契約保証金)

第11条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱 規程第26条第1項第3号の規定により免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、この契約の全部又は大部分を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(委任又は下請けの禁止)

第13条 乙は、この契約の全部又は大部分を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

(秘密の保持)

- 第14条 乙及び乙の従業員は、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守し、委託業務の実施に際 して知り得た甲及び甲の患者や職員の個人情報を、契約期間中及び契約期間後においても、他 に漏らしてはならない。
- 2 乙は、前項の義務を遵守するため、乙の従業員との間において誓約書を締結するなど、個人 情報の保護について必要な措置をとらなければならない。
- 3 乙は、第1項の義務を遵守するため、個人情報の保護に関する管理規程を制定し、乙の従業 員を教育しなければならない。

(連絡体制)

第15条 乙は本業務における社員名簿及び緊急時連絡体制表を作成し、甲へ提出すること。

(研修)

- 第16条 業務に従事する全社員に対し、受託責任者等による社内研修を年1回以上受講させること。また、新規社員については、業務開始前に社内研修を実施しておくこと。
- 2 医療安全、感染対策等について院内研修を受講すること。

(予防接種)

- 第17条 乙の責任のもと、毎年、業務を行う全作業員に対して、インフルエンザワクチンを接種させること。
- 2 本業務に従事する作業員については、乙の責任のもと、B 型肝炎、麻疹、風疹、水痘(水疱瘡)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の抗体があること、結核が陰性であることを検査等実施し確認するとともに、抗体がなかった作業員については、ワクチン接種を行い、作業員の安全を確保すること。
- 3 病院の要請に基づき、業務を行う全作業員に対して、原則、新型コロナウイルスワクチンを 接種させること。

(契約の解除)

- 第18条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙の責めに帰すべき事由により、乙が委託期間内に委託業務を完了しないとき又は完了する見込みがないと甲が認めるとき。
 - (2) 委託業務の履行に関し、乙に不正の行為があったとき。
 - (3) 乙が契約上の責務を履行しないと認められるとき。
 - (4) 乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき又は次 の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。 以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を もって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若し くは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者
 - (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条(以下「刑法の規定」という。)若しくは契約条項に違反する行為又は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号(以下「自治令の規定」という。)に該当する行為を行ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、契約金額の全部又は一部を支払わないことができる。

(違約金)

第19条 乙は、前条各号の規定によりこの契約を解除されたときは、契約解除の日から10日 以内に契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならな い。

(業務の代行)

第20条 乙は、委託業務を履行できなくなった場合の保障のため、あらかじめ代行者(以下「丙」という。)を定めることとする。丙は本契約と同程度の入院病床を有する医療機関(150床以上)における清掃業務委託の履行実績があるものとする。

(代行業務の実施)

第21条 乙の申出により、甲が委託業務の代行の必要性を認めたときは、丙は乙に代わって委託業務を遂行するものとする。この場合において、丙は、この契約を遵守し、契約業務を履行しなければならない。

(協議事項)

第22条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その一通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 韮崎市旭町上條南割3314-13 地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立北病院長 宮 田 量 治

○ 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。 (秘密の保持)
- 第2条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(取得の制限)

- 第3条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を 達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。
- 2 乙は、この契約による業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報 を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。 (安全確保の措置)
- 第4条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全確保のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に 委託してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若 しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡す ものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(事故報告等)

- 第10条 乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損に係る事件又は事故(以下「事件等」という。)が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事件等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務について事件等が発生したときは、甲が必要に応じ、乙の名称を

含む当該事件等の概要を公表することを受忍するものとする。

(実施責任)

- 第11条 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが 行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めるものとする。
- 2 乙は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、管理責任者を設置するなど必要な責任体制を整備するよう努めるものとする。

(調査等)

第12条 甲は、乙による個人情報の取扱状況を調査するため必要があると認めるときは、実地 に調査し、又は乙に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第13条 甲は、乙による個人情報の取扱いが不適当と認めるときは、乙に対して必要な指示を 行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

- 第14条 甲は、乙がこの特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害 賠償の請求をすることができるものとする。
 - (注) 1 「甲」は委託者である地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院を、「乙」は 受託者を指す。
 - 2 委託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することができる。